

処理事例8 意見を表明したもの

調査対象機関	都市整備部公園課
<p>オンブズマンが自己の発意に基づき取り上げた事案の趣旨</p>	<p>明石市石ヶ谷墓園（以下、「墓園」という。）の管理について定めた明石市墓園条例（以下、「条例」という。）によると、墓園の使用者（以下、「使用者」という。）から徴収する管理料は、1年1平方メートルにつき2,500円で、10年分を前納とし、それ以降は徴収しないと定められており、オンブズマンは、将来にわたる維持管理費が、条例に基づき徴収した管理料だけで賄えるのか疑問を抱きました。</p> <p>オンブズマンとしては、市の担当課からその状況等について聴き取りを行い、必要であれば、適正な維持管理に向けた対策を考えたいと思いました。</p>
<p>意見表明の内容</p>	<p>オンブズマンは、公園課の担当職員から維持管理費の状況について聴き取りを行うとともに関係資料の提供を受けました。公園課によると、現在のところは、使用者から徴収した管理料等で墓園の維持管理費が賄っていますが、現在の管理方法を今後も続けた場合、平成27年度には収支不足に陥る見通しであるとのことでした。</p> <p>公園課からの聴き取りを終え、オンブズマンは墓園の維持管理費が収支不足に陥る原因と改善策を次のとおり整理しました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 徴収する管理料を10年分としていること（条例第8条第2項） <p>使用者が墓所を使用している期間分の管理料を徴収すべきであり、墓園を使用するにあたっての適正な受益者負担であるとは言い難く、墓園の維持管理費を収支不足にさせる最大の問題であります。</p> <p>そのため、墓所を使用している限り継続して徴収することを条件として使用を許可するよう改める必要があると考えます。</p> 2 管理料を前納としていること（条例第8条第2項） <p>墓園管理者が使用者の氏名、住所、連絡先などの情報収集に努めることは、墓園管理者としての責務であるところ、管理料を前納とすれば、徴収事務を一度で済ませることができ、10年分のまとまった管理料が確実に徴収できる反面、それ以後の墓園管理者と使用者とのつながりは絶たれ、使用者の情報を確認したり、更新する機会は失われます。</p> <p>そのため、使用者の最新情報を把握するための有効な手段として管理料の納付を前納から毎年納付などの定期的な納付に切り替えるべきであると考えます。</p> 3 墓所を返還するためには、使用者が自己負担で碑石等を撤去しなければならないこと（条例第12条） <p>墓園の維持管理費の収支不足を防ぐ手立ての一つとして、不要となり返還された墓所について、使用者の募集を改めて行い、新たな使用者から永代使用料と管理料を徴収することが考えられますが、碑石等が建立されている墓所については、そのまま墓所を放置し続けるのであれば一切</p>

負担がかからないところ、碑石等の撤去に多額の出費をしてまで、わざわざ返還することはないと考えるのが使用者の感情ではないかと思われま。使用者が墓所を使用し続ける間の管理料を徴収していないことと、墓所を返還するために使用者が碑石等の撤去に相当な費用を負担しなければならないこととの矛盾が、墓所の返還を妨げる原因になっているものと考えられます。

そのため、墓所を使用している限り継続して管理料を徴収できるよう改める一方で、墓所を返還するために原状に回復した使用者に対しては、次の使用者が永代使用料と管理料を納付することが期待できるので、その管理料の中から碑石等の撤去に要した費用の一部を補填し、墓所の返還に要する使用者の負担を軽減するよう改めることが最良であると考えます。

4 改葬や移転できるという規定(条例第 15 条第 1 号並びに第 3 号及び第 16 条第 1 項)に実効性がないこと

条例によると、市長は、使用承継の申出がなく、または、使用者が住所不明となり 10 年を経過したときは、墳墓等を改葬や移転でき、さらに 10 年を経過したときは、無縁として処理することができるかと規定されていますが、現在の墓園には、改葬や移転の受け皿となる合葬式墓地や無縁として処理するための納骨堂などの施設がありません。

墓所の無縁化を防止するため、あるいは、無縁となった墳墓を整理するためにも、それらの施設は必要最小限の役割を果たす範囲で必要ではないかと考えますが、その建設にあたっては、多額の費用を要することが予想されることから、財政状況を十分考慮したうえでの長期的な視点で検討すべき課題と考えます。

上記のとおり対策を講じることで、墓園の維持管理費の収支状況は、かなりの改善が見られるものと考えますが、現行の条例に基づき使用を許可しているこれまでの使用者から使用期間分の管理料を定期的に納付いただくためには、改めた規定に基づく墓園の使用許可をし直す必要があり、それは強制的なものであってはならず、使用者の理解と協力によって行われなければならないため、長期にわたる地道な努力の積み重ねが必要になってくるものと考えられます。

なお、これまで述べてきた対策を公園課が講じるにあたっては、お墓が、追悼や供養を通じて故人とのコミュニケーションを図る場であるとともに、自己を見つめ直すための心のよりどころとなるなど、関係者それぞれの想いが込められた施設であることに十分認識しながら、焦ることなく慎重に取り扱わなければならないことを申し添えます。

市の機関への調査年月日	平成 19 年(2007 年) 10 月 16 日	要した日数
意見表明年月日	平成 20 年(2008 年) 3 月 13 日	149 日間